

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 22 年 5 月 25 日

公 共 事 業 の 需 要 予 測 等 に 関 す る 調 査 勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)

総務省では、公共事業の需要予測等に関する調査の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)について、関係府省からの回答を受け、その概要を 取りまとめましたので、公表します。

- ◆ 『公共事業の需要予測等に関する調査』
  - ―平成20年8月8日、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に勧告―

勧告に対する改善措置状況については、平成21年2月に1回目の回答を受けて公表。 今回はその2回目の回答。

改善措置状況の概要は、別添資料参照。

# 【本件連絡先】

総務省行政評価局

国土交通担当評価監視官室 担当:高橋調査官、小藤

電話(直通):03-5253-5456

FAX: 03-5253-5457

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

# 「公共事業の需要予測等に関する調査」の勧告に対する改善措置状況のポイント

#### 《調查内容·調查結果》

○ 本調査は、需要予測等の精度の向上を図る観点から、公共事業の実施手順、需要予測等の実施状況等を調査

公共事業を所管する6省(国土交通省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省)における公共事業関係費のうち、以下の15種類の公共事業を対象に、各事業ごと5か所ずつ抽出して調査(計75か所)

【国交省】多目的ダム、一般国道、港湾、空港、地下鉄、公営住宅、下水道、都市公園

【農水省】農地・農道、かんがい排水、漁港

【経産省】工業用水道

【厚労省】水道

【環境省】廃棄物処理施設

【総務省】イントラネット

- 調査の結果、以下のような例あり
- ・需要予測等の際に想定したことが実際には実現していないもの [例:工業用水道]
- ・マニュアル等における手法、数値等によらず実施しているもの「例:廃棄物処理施設]
- ・適切でない数値等を使用して実施しているもの「例:イントラネット]
- ・最新の数値が用いられていないもの「例:農地・農道]
- ・需要予測値を下方修正したが、需要予測等の見直しを早期に実施していれば、より精緻な需要予測値を推計できたと考えられるもの「例:港湾]
- ・需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったもの(需要予測値(見直し後)に対する実績値の割合:50%未満) 「例:地下鉄、空港」
- ・需要予測値と実績値との間のかい離について原因分析を行っていないもの [例:地下鉄、空港]

# 《勧告要旨 平 20.8》

<公共事業を所管する6省に対し以下のとおり勧告>

需要予測等の実施に当たっては、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するほか、

- 需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。
- 時機を失せずに需要予測等の見直しが実施されるよう、見直し時期を設定すること。
- 需要予測値と実績値がかい離している場合には、原因分析を行い、その結果を事業に反映させること。
- 需要予測等の実施方法等に関する情報を国民に分かりやすい形で公開すること。

# 《各省の改善状況》

	【回答】平21. 2	【その後の改善措置状況】平22. 4及び22. 5
国土交通省	○勧告の趣旨を踏まえ、適切な事業評価に取り組む観点から、国土交通省の関係部署、都道府県等に対し「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」(平成21年2月5日)により「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(以下、実施要領)を再徹底するとともに、費用対効果分析の算定基礎資料を保存することを通知 ○また、国土交通省の関係部署、都道府県等に対し「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」(平成21年2月5日)により、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(以下、技術指針)を再徹底し、適切な事業評価に取り組むよう通知 ○平成20年度内をめどに実施要領及び技術指針を改定予定	○第1回公共事業評価手法研究委員会(平成21年3月6日)における検討を踏まえ、平成21年6月1日、以下のとおり実施要領及び技術指針を改定し、国土交通省の関係部署、都道府県等に対し、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」(平成21年6月1日)及び「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)の改定について」(平成21年6月1日)により改定内容を周知・実施要領において、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存する旨の規定を追加・技術指針において、便益の算定に際して需要予測を行う場合、需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体を公表する等、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形で公表する旨の規定を追加  <参考> なお、本勧告を踏まえたものではないが、国土交通省では、平成22年4月1日の実施要領改定において、事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮するほか、直轄事業等に関する再評価の実施サイクルを5年から3年にして、再評価の実施時期を短縮するなど、公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるための取組を行っている。
農林水産省	○事業の推進に当たり需要予測等の精度の向上等を図る観点から、地方農政局、森林管理局、地方公共団体等に対し、「公共事業の需要予測等に関する調査の結果(勧告)」(平成20年8月18日)及び「公共事業の需要予測等に関する調査結果(勧告)について」(平成20年9月25日)により勧告内容を通知○また、都道府県等の担当者を対象として、『平成21年度「漁港・漁場・漁村・海岸」関係予算概算要求説明会』(平成20年9月30日)を開催し、勧告内容を周知	じて、国・県等の担当者に対し、需要予測等の際に利用可能な最新の数値の使用に努めること等を周知 ○また、事業の推進に当たって需要予測等の精度向上等を図る観点から、 都道府県等に対し、「水産関係公共事業の需要予測等にあたっての留

	【回答】平21.2	【その後の改善措置状況】平22. 4及び22. 5
経済産業省	<ul> <li>○工業用水道事業者に対し、「工業用水道事業者会議」(平成20年11月~12月)において勧告内容を周知</li> <li>○平成21年2月6日に工業用水道事業費補助金交付要領を改正し、工業用水道事業費補助金の申請に際して行われている需要予測を、同補助金交付要領の採択基準の中に明確化</li> </ul>	<ul> <li>○経済産業省本省及び地方経済産業局の担当者を対象とした「工業用水道事業担当官会議」(平成21年9月)及び工業用水道事業者を対象とした「工業用水道事業者担当者ブロック会議」(平成21年11月)を開催し、補助金交付要領の改正内容等を周知</li> <li>○補助金交付要領の改正を踏まえ、各事業者が需要予測に基づく事業規模の適正性等について検証した上で補助金要望を行うようになり、平成22年度予算に適正な事業規模を反映</li> </ul>
厚生労働省	<ul> <li>○水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、都道府県等に対し、「水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等に係る精度の向上について」(平成20年8月8日)により勧告の趣旨・内容を通知</li> <li>○また、都道府県等の担当者に対し、「全国健康関係主管課長会議」(平成21年2月6日)を開催し、勧告の趣旨・内容を周知</li> </ul>	○都道府県等の担当者を対象とした「全国水道関係担当者会議」(平成21年2月26日)、「水道技術管理者研修」(平成21年10月28日)、「全国健康関係主管課長会議」(平成22年2月4日)及び「全国水道関係担当者会議」(平成22年3月5日)を開催し、勧告の趣旨・内容を周知するとともに、適切な需要予測に取り組むよう周知 ○事業評価を厳密に行う観点から、平成23年3月までに「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を改定(予定)
環境省	○的確な需要予測等に基づいた事業を実施する観点から、都道府県に対し、『「公共事業の需要予測等に関する調査」の結果に基づく総務省勧告について』(平成20年8月20日)により、廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、需要予測・施設の規模算定等について精度の向上等に取り組むよう通知	○都道府県等の担当者を対象として、「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」(平成21年1月19日)、「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」(平成21年6月26日)及び「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」(平成22年1月19日)を開催し、廃棄物処理施設整備事業の実施に当たって、需要予測・施設の規模算定等について精度の向上等に取り組むよう周知
総務省	○需要予測等の実施者に需要予測等に用いた数値根拠等を明確に させるため、過去に整備した施設・設備の利用実績を、平成21 年度中を目途に取りまとめ、今後の補助申請に活用する予定	○地域イントラネット基盤施設整備事業は、21年11月の行政刷新会議及 び12月の総務省内の事業仕分けを受け、21年度をもって廃止

# <参考>

# 〇 一般会計予算公共事業関係費の推移(総額)

(単位:億円、%)

	当 初 予 算		補正予算	
年 度	予 :	算 額	予 🖁	算 額
		(伸率)		(伸率)
平成 13	94, 352	(0.0)	113, 427	( <b>A</b> 1.1)
14	84, 239	( <b>A</b> 10.7)	99, 679	( <b>A</b> 12.1)
15	80, 971	<b>(▲</b> 3.9)	83,006	( <b>A</b> 16.7)
16	78, 159	<b>(▲</b> 3.5)	89, 027	(7.3)
17	75, 310	<b>(▲</b> 3.6)	80, 154	( <b>A</b> 10.0)
18	72, 015	( <b>A</b> 4.4)	77, 770	<b>(▲</b> 3.0)
19	69, 473	<b>(▲</b> 3.5)	73, 960	<b>(▲</b> 4.9)
20	67, 352	<b>(▲</b> 3.1)	71, 461	<b>(</b> ▲3.4)
21	70, 701	(5.0)	94, 169	(31.8)
22	57, 731	<b>(</b> ▲18.3)	_	_

- (注) 1 財務省の公表資料に基づき当省が作成した。
  - 2 伸率は前年度比の伸率を表す。

# 〇 所管別一般会計予算公共事業関係費の推移

(単位:億円、%)

所管府省	当初予	伸率	
月官的省	平成 21 年度	平成 22 年度	伊奎
内閣府	3, 415	2, 802	<b>▲</b> 18. 0
総務省	22	0	皆減
厚生労働省	665	470	<b>▲</b> 29. 3
農林水産省	7, 455	4, 861	<b>▲</b> 34.8
経済産業省	28	22	<b>▲</b> 21. 4
国土交通省	58, 272	48, 878	<b>▲</b> 16. 1
環境省	842	699	<b>▲</b> 17. 0
計	70, 701	57, 731	<b>▲</b> 18. 3

- (注)1 財務省の公表資料に基づき当省が作成した。
  - 2 伸率は前年度比の伸率を表す。
  - 3 本調査で勧告の対象とした省には下線を付した。
  - 4 沖縄振興開発計画に基づく公共事業に係る予算は内閣府に一括計上し、これを関係省に移し替え又は特別会計に繰り入れることにより執行されている。
  - 5 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計において一致しない。

# 〇 一般会計予算公共事業関係費の推移(詳細)

దాగ	当初予算額		压去	左の区分に該当する事業の
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	伸率	うち調査対象とした事業
治水	7, 646	5, 908	<b>▲</b> 22. 7	多目的ダム
治山	992	688	<b>▲</b> 30. 6	_
海岸	646	272	<b>▲</b> 57. 9	_
道路整備	12, 221	9,822	<b>▲</b> 19. 6	一般国道
港湾整備	2, 195	1, 655	<b>▲</b> 24. 6	港湾
空港整備	1, 429	1, 131	<b>▲</b> 20. 9	空港
都市・幹線鉄道整備	362	265	<b>▲</b> 26. 8	地下鉄
新幹線鉄道整備	706	706	0.0	_
航路標識整備	52	50	<b>▲</b> 3.8	_
住宅対策	6, 266	2, 017	<b>▲</b> 67. 8	公営住宅
都市環境整備	17, 899	3, 023	<b>▲</b> 83. 1	_
下水道	5, 874	496	<b>▲</b> 91. 6	下水道
水道施設整備	958	737	<b>▲</b> 23. 1	水道
廃棄物処理施設整備	806	645	<b>▲</b> 20. 0	廃棄物処理施設
工業用水道	31	24	<b>▲</b> 22. 6	工業用水道
国営公園等	996	362	<b>▲</b> 63. 7	都市公園
自然公園等	110	107	<b>▲</b> 2. 7	_
情報通信格差是正	22	_	皆減	イントラネット
農業農村整備	5, 772	2, 129	<b>▲</b> 63. 1	農地・農道、かんがい排水
森林整備	1,617	1, 182	<b>▲</b> 26. 9	_
水産基盤整備	1, 199	822	<b>▲</b> 31. 4	漁港
農山漁村地域整備	_	1, 500	皆増	<b>※</b> 1
社会資本総合整備	_	22, 000	皆増	<b>※</b> 2
推進費等	2, 175	1, 461	<b>▲</b> 32.8	_
災害復旧等	727	727	0.0	_
合 計	70, 701	57, 731	<b>▲</b> 18. 3	_

(単位:億円、%)

- ※1 農山漁村地域整備事業については、地方公共団体等が行う農山漁村地域の基盤整備事業のほか、ソフト事業も対象とした農山漁村地域整備交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を支援することとしている。
- ※2 社会資本総合整備事業については、活力創出、水の安全・安心、市街地整備及び地域住宅支援の政策目的を 実現するため、地方公共団体等が行う社会資本に関する基幹的な事業のほか、関連する社会資本整備やソフト 事業も対象とした社会資本整備総合交付金を創設し、社会資本の総合的な整備を支援することとしている。
  - (注)1 財務省の公表資料に基づき当省が作成した。
    - 2 伸率は前年度比の伸率を表す。
    - 3 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計において一致しない。

# 公共事業の需要予測等に関する調査の勧告に伴う改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

#### 【調査の実施時期等】

1 実施時期: 平成19年4月~20年8月

2 調查対象機関:総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【勧告年月日及び勧告先】 平成20年8月8日 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【回答年月日】 総務省 平成21年2月6日 厚生労働省 平成21年2月13日 農林水産省 平成21年2月19日

経済産業省 平成21年2月6日 国土交通省 平成21年2月6日 環境省 平成21年2月5日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

総 務 省 平成 22 年 5 月 11 日 厚生労働省 平成 22 年 5 月 11 日 農林水産省 平成 22 年 4 月 28 日

経済産業省 平成22年4月28日 国土交通省 平成22年5月11日 環境省 平成22年5月12日

# 【調査の背景事情等】

- 公共事業の需要予測等については、次のような指摘あり
  - o 事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとされている(平成16年度予算編成の基本方針)。
  - o 過大な需要予測が行われているとの批判や需要予測の実施過程が不透明であるとの不信感が示されており、更なる手法の改善を図るととも に、情報公開により国民の信頼を得ることが重要である。
- この調査は、公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格等を適時適切に決定するための重要な手段の一つである需要予測等に着目し、 15 種類の公共事業の需要予測等の実施状況について横断的に調査

# 主な勧告事項

#### (勧告要旨)

公共事業の需要予測等を的確に実施するためには次の点が重要であり、公 共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通 省及び環境省は、今後、これらを踏まえて公共事業の需要予測等の精度の向 上に取り組む必要がある。

- ① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、
  - i) 利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。
  - ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用 可能な最新の数値等を使用すること。
- ② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。
- ③ 公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値が かい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分 析結果を同種類似の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連 事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。
- ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について、国民に分かりやすい形で公開することや必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

#### 関係府省が講じた改善措置状況

→:「回答」時に確認した改善措置状況

⇒:「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況

#### (総務省)

- → 勧告の趣旨を踏まえ、需要予測等の実施者に需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にさせ、かつ利用可能な最新の数値等を使用させるため、総務省は過去に整備した施設・設備の利用実績を平成21年度中を目途に取りまとめるとともに、今後の申請に当たっては、この取りまとめ結果を活用して、必要な場合には適切な需要予測に基づくものとなるよう、需要予測等の実施者に対して具体的な推計方法や基礎的データを示すなど、需要予測等の精度の向上を図ることとする。
- ⇒ 総務省において実施している地域イントラネット基盤施設整備事業は、平成21年11月16日に開催された行政刷新会議及び平成21年12月4日に開催された総務省内の事業仕分けにおいて「廃止」と結論付けられたことを受け平成21年度をもって事業廃止となった。これを踏まえ、次年度以降の事業実施者による活用の見込みがなくなったことを勘案し、過去に整備した施設・設備の利用実績の取りまとめを行わないこととした。

# (厚生労働省)

→ 勧告の趣旨を踏まえ、水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等の的 確な実施に資する観点から、各都道府県水道行政主管部(局)長及び独 立行政法人水資源機構経営企画部長宛に、「水道施設整備費国庫補助事 また、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、需要予測等に関する資料を事業完了後一定の期間保存することとするなど保存のルールを確立すること。

⑤ 地方公共団体に対する補助事業に係る公共事業の需要予測等の的確な 実施に資する観点から、地方公共団体において上記①から④と同様の措置 が講じられるよう、補助事業に係る採択・審査基準等にその旨明記するな ど必要な措置を講ずること。

#### (説明)

- 1 公共事業の実施内容について、次の視点から調査
- 公共事業の施設・設備等の規模・規格等を適正に計画・決定するための 法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン(指針、設計基準)等におけ る需要予測モデル等により、需要予測等が的確に実施されているか。
  - (注)本調査において、「需要予測モデル等」とは、施設・設備等に係る将来の需要を推計するためのモデル式(需要予測モデル)のほか、需要予測等の実施手法や実施の考え方をいう。
- 需要予測モデル等は、適切かつ最新のものが使用されているか。
- 需要予測等を実施する際に、適切かつ最新の数値が用いられているか。 (調査結果)

次のような例あり

- ア 需要予測等の際に想定したことが実際には実現していないもの
- イ マニュアル等における手法、数値等によらず実施しているもの
- ウ 適切でない数値等を使用して実施しているもの
- エ 最新の数値が用いられていないもの

業の需要予測等に係る精度の向上について」(平成20年8月8日 健水発第0808001号 厚生労働省健康局水道課長から各都道府県水道行政主管部(局)長あて)及び「水道水源開発施設整備費補助事業の需要予測等に係る精度の向上について」(平成20年8月8日 健水発第0808002号 厚生労働省健康局水道課長から独立行政法人水資源機構経営企画部長あて)により、公共事業の需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程の明確化、適時な需要予測等の見直し及びその結果の事業への反映、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析等が求められており、需要予測等の精度の向上を図るよう、通知するとともに、勧告内容については、通知の送付に併せてウェブサイトを紹介することにより、周知を図ったところである。

また、平成21年2月6日に開催した全国健康関係主管課長会議において、勧告の趣旨・内容及び当該通知について改めて周知したところであり、平成21年2月26日に開催する全国水道関係担当者会議においても同様に周知を図る予定である。

⇒ 平成21年2月26日に開催した全国水道関係担当者会議において、勧告の趣旨・内容の周知を行うとともに、水道水源施設整備費国庫補助事業の需要予測等に係る精度の向上に取り組むよう依頼した。

また、平成21年10月28日に開催した、全国の大規模水道事業者の技術 上の責任者である水道技術管理者約500人を集めた研修会においては、 実際にあった事業評価の事例を紹介し、時系列分析による水需要予測を 行う場合においても直近の実績値や水使用実態について十分勘案する ことが望ましいといった、適切な水需要予測の手法をより具体的な形で 各水道事業者に周知した。

さらに、平成22年2月4日に開催した全国健康関係主管課長会議及び

(説明)

- 2 需要予測等の見直し及び事業への反映状況について、次の視点から調査
- 一般に公共事業の実施は長期間を要する(各種手続、予算や用地確保等) ので、この間に、社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する 背景事情等が変化したにもかかわらず、何らの対応を行わなかった場合 に、計画した事業規模が実情とかい離や、事業の経費削減と期間短縮の機 会を失うなどの弊害が生じるおそれあり。
- 適時に需要予測等の見直しが実施され、それが実施中の事業の規模・規格等(附帯施設の整備、利用促進計画の作成及び経営計画の策定を含む。) に反映されているか。

(調査結果)

次のような例あり

- ア 需要予測等の見直しの実施状況
  - ① 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかったもの
  - ② 最新の数値が用いられていないもの
  - ③ 需要予測値を下方修正したが、需要予測等の見直しを早期に実施していれば、より精緻な需要予測値を推計できたと考えられるもの
- イ 需要予測等の見直しの事業への反映状況

需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったもの(需要予測値「見直し後」に対する実績値の割合:50%未満)

(説明)

- 3 需要予測等の検証について、次の視点から調査
- 需要予測値と実績値との間にかい離が生じている場合に原因分析が行われているか。

平成22年3月5日に開催した全国水道関係担当者会議においても、勧告の趣旨・内容の周知や、適切な需要予測の実施について周知を図った。なお、事業評価における費用便益比の算定方法等について定めた「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成19年7月)」を、事業評価を厳密に行う観点から、23年3月までに見直しを行う予定である。

#### (農林水産省)

- →1 農林水産省は、所管する公共事業を実施する場合には、整備する施設・設備等の規模の計画・決定、変更等を行うため、①施設・設備等に係る各種整備計画、法令等に定められた基準等を適用し、又は、②主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、需要を推計している。
  - 2 当省としては、社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、①需要予 測等に用いた数値等の根拠や算出過程等の明確化、②適時の需要 予測等の見直し及びその結果の公共事業の規模・規格等への反映、 ③需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析、④関係 資料の公開等を行ってきたところである。
  - 3 今回の勧告を踏まえ、事業の推進に当たって、需要予測等の精度 の向上等が図られるよう、本勧告の趣旨について関係局庁から地方 農政局、森林管理局、地方公共団体等に対し、「公共事業の需要予測 等に関する調査の結果(勧告)」(平成20年8月18日付け20地第176 号により大臣官房地方課長から各農政局長あて)、「公共事業の需要 予測等に関する調査結果(勧告)について」(平成20年9月25日付け20林政政第338号により林野庁長官から各森林管理局長・独立行 政法人森林総合研究所理事長あて)により通知するとともに、『平成

## (調査結果)

次のような例あり

○ 需要予測値に対する実績値の割合が50%未満のもので、原因分析は供用 開始5年後に予定しているもの

#### (説明)

- 4 需要予測等の情報公開について、次の視点から調査
- 手法、数値等がインターネット等により分かりやすい形で公表されているか。
- 専門家等の第三者から意見を聴取するなどして客観的に検証されているか。
- かい離の原因分析を行うために、当初の需要予測等に使用した手法、数 値等の資料が保存されているか。

#### (調査結果)

次のような例あり

- ア インターネットで手法、数値等の概要を分かりやすい形で公表していな いもの
- イ 専門家等の第三者から意見聴取を行っていないもの
- ウ 資料を全く保存していないもの、一部保存していないもの

- 21 年度「漁港・漁場・漁村・海岸」関係予算概算要求説明会』(平成 20 年 9 月 30 日) において、周知徹底を行ったところである。
- 4 今後の公共事業の推進に当たっては、需要予測等の際に利用可能 な最新の数値等の使用に努めること等を通じて、より一層、需要予 測等の精度の向上に取り組むとともに、その信頼性や透明性の向上 を図ることとしている。
- ⇒ 農林水産省においては、勧告の「ii)需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。」については、回答以降、各種会議を通じて、国・県等担当者に対し、需要予測等の際に利用可能な最新の数値等の使用に努めること等を周知し、より一層、需要予測等の精度の向上を図っている。

また、事業の推進に当たって需要予測等の精度の向上等が図られるよう、勧告及び勧告に対する農林水産省の回答の周知徹底を図るため、「水産関係公共事業の需要予測等にあたっての留意点について」(平成21年3月6日付け20水港第2346号により水産庁漁港漁場整備部長から国土交通省北海道開発局農業水産部長・関係都道府県水産関係担当主務部長・内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて)により通知したところである。

# (経済産業省)

→ 勧告を踏まえ、平成 20 年 11 月から 12 月にかけて全国 6 か所で開催 した工業用水道事業者会議において、勧告内容について工業用水道事業 者に対し周知した。

また、工業用水道事業費補助金の申請に際して行われている需要予測

について、工業用水道事業費補助金交付要領(平成21年2月6日平成21・01・30財地第2号)中の採択基準に明確化した。

⇒ 平成21年9月に開催した工業用水道事業担当官会議(出席者:本省及 び地方経済産業局の工業用水担当官)及び平成21年11月に全国6か所で 開催した工業用水道事業担当者ブロック会議(出席者:工業用水道事業 者)において、工業用水道事業費補助金交付要領の改正内容等について 周知した。

また、工業用水道事業費補助金交付要領の改正を踏まえ、各事業者が補助金要望に当たり、毎年、需要予測に基づく事業規模の適正性等につき検証を行った上で要望を行うようになった。

経済産業省においては、平成 22 年度当初予算に当該需要予測の見直 しによる適正な事業規模を反映した。

## (国土交通省)

→ 勧告の趣旨を踏まえ、「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」(平成21年2月5日国官総第625号、国官技第263号 国土交通事務次官から本省各部局長、気象庁長官、海上保安庁長官、国土地理院長、各地方整備局長、北海道開発局長、各地方航空局長、各航空交通管制部長、沖縄総合事務局長、各独立行政法人理事長、関係機関代表、各都道府県知事、各政令指定都市長あて)により「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(国官総第163号及び国官技第46号(平成20年7月1日付))(以下、実施要領)のi)結論に至った経緯等を含む再評価結果、対応方針等の公表、ii)地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等を踏まえた再評価の実施、iii)施設の利用状

況、社会経済情勢の変化等を踏まえた事後評価、iv)事後評価に基づく 対応方針の決定理由、結論に至った経緯等の公表について(注1)再徹 底するとともに、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定 基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関 係資料を保存することにより、適切な事業評価に取り組むよう通知し た。

また、「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」(平成21年2月5日 国官総第626号、国官技第264号大臣官房技術調査課長及び大臣官房公共事業調査室長から本省各部局、気象庁、海上保安庁の担当課室長、各地方整備局、北海道開発局、各地方航空局、各航空交通管制部、沖縄総合事務局、各独立行政法人、関係機関等の担当部(局)長、各都道府県担当部(局)長、各政令指定都市担当部(局)長あて)により「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(国官総第164号及び国官技第47号(平成20年6月30日付))(以下、技術指針)の社会経済情勢等の変化の影響を受ける条件設定やデータ等の見直しについて(注2)、再徹底することにより、適切な事業評価に取り組むよう依頼した。

上記の措置の主旨について実施要領及び技術指針を 20 年度内を目処に改定する予定である。

#### 注 1

「実施要領」における規定と総務省勧告所見の対照表

国土交通省所管公共事業の	総務省勧告所見における記載	
再評価実施要領における記載	(規定との対応は下線部分)	
第3 再評価を実施する事業	② 公共事業の効率的な実施を図るた	
1 再評価を実施する事業は、以下の	め、需要予測等の内容を見直すことに	

事業とする。	より実施中の事業の規模・規格等に反
(1)事業採択後一定期間経過した時	映させることが可能である場合には、
点で未着工の事業	社会経済情勢の変化による施設・設備
(2)事業採択後長時間が経過した時	等の整備に関する背景事情等の変化
点で継続中の事業	に応じて、時期を失せずに需要予測等
(3)準備・計画段階で一定期間が経	の見直しが実施され、その結果が公共
過している事業	事業の規模・規格等に適切に反映され
(4) 再評価実施後一定期間が経過し	ることが可能となるよう、 <u>公共事業の</u>
ている事業	性質に応じ需要予測等の見直し時期
(5) 社会経済情勢の急激な変化、技	を設定すること。
術革新等により再評価の実施の必要	
が生じた事業	
第4 再評価の実施および結果等の	①
公表	ii)需要予測等に用いた数値等の根拠
2 再評価結果、対応方針等の公表	や算出過程等を明確にし、かつ利用可
対応方針等を、対応方針の決定理由、	能な最新の数値等を使用すること。
結論に至った経緯、再評価の根拠等と	
ともに公表するものとする。	④ 公共事業の需要予測等の信頼性及
	び透明性を向上させるため、需要予測
	等の実施方法や用いた数値等に関す
	る情報について国民に分かりやすい
	形で公開することや、必要に応じて需
	要予測等の検証が可能となるような
	形で公開することが図られるよう、適
	切な公開方法を検討すること。
第5 再評価の手法	② 公共事業の効率的な実施を図るた

3 再評価の視点

りとする。

等。

め、需要予測等の内容を見直すことに 再評価を行う際の視点は以下のとおしより実施中の事業の規模・規格等に反 映させることが可能である場合には、 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変 │ 社会経済情勢の変化による施設・設備 等の整備に関する背景事情等の変化 事業採択の際の前提となっている に応じて、時期を失せずに需要予測等 需要の見込みや地元情勢の変化等事 の見直しが実施され、その結果が公共 業を巡る社会経済情勢等の変化状況 | 事業の規模・規格等に適切に反映され ることが可能となるよう、公共事業の 性質に応じ需要予測等の見直し時期 を設定すること。

国土交通省所管のいわゆる 「その他施設費」に係る 再評価実施要領における記載 総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)

第3 再評価を実施する事業 とする。

- 1 事業採択後一定期間経過した時 | 映させることが可能である場合には、 点で未着工の事業
- 点で継続中の事業
- ている事業
- 4 社会経済情勢の急激な変化、技術 | ることが可能となるよう、公共事業の 革新等により再評価の実施の必要が | 性質に応じ需要予測等の見直し時期

② 公共事業の効率的な実施を図るた 再評価を実施する事業は、以下の事業 め、需要予測等の内容を見直すことに より実施中の事業の規模・規格等に反 社会経済情勢の変化による施設・設備 2 事業採択後長時間が経過した時 等の整備に関する背景事情等の変化 に応じて、時期を失せずに需要予測等 3 再評価実施後一定期間が経過し の見直しが実施され、その結果が公共 事業の規模・規格等に適切に反映され

 	<u> </u>
生じた事業	を設定すること。
第4 再評価の実施及び結果等の公	①
表	ii) <u>需要予測等に用いた数値等の根拠</u>
3 再評価結果、対応方針等の公表	<u>や算出過程等を明確にし、</u> かつ利用可
対応方針等を、対応方針の決定理由、	能な最新の数値等を使用すること。
結論に至った経緯、再評価の根拠等と	
ともに公表するものとする。	④ 公共事業の需要予測等の信頼性及
	び透明性を向上させるため、需要予測
	等の実施方法や用いた数値等に関す
	る情報について国民に分かりやすい
	形で公開することや、必要に応じて需
	要予測等の検証が可能となるような
	形で公開することが図られるよう、適
	切な公開方法を検討すること。
第5 再評価の手法	② 公共事業の効率的な実施を図るた
3 再評価の視点	め、需要予測等の内容を見直すことに
再評価を行う際の視点は以下のとお	より実施中の事業の規模・規格等に反
りとする。	映させることが可能である場合には、
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変	社会経済情勢の変化による施設・設備
化	等の整備に関する背景事情等の変化
事業採択の際の前提となっている	に応じて、時期を失せずに需要予測等
需要の見込みや地元情勢の変化等事	の見直しが実施され、その結果が公共
業を巡る社会経済情勢等の変化状況	事業の規模・規格等に適切に反映され
等。	ることが可能となるよう、 <u>公共事業の</u>
	性質に応じ需要予測等の見直し時期
	   を設定すること。_

国土交通省所管公共事業の	総務省勧告所見における記載
完了後の事後評価実施要領	(規定との対応は下線部分)
おける記載	
第4 事後評価の実施及び結	等の ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及
公表	び透明性を向上させるため、需要予測
2 対応方針等の公表	等の実施方法や用いた数値等に関す
対応方針の決定理由、結論に至	た経 る情報について国民に分かりやすい
	管部 <u>形で公開すること</u> や、必要に応じて需
局等に報告し、これらを公表す	要予測等の検証が可能となるような
	形で公開することが図られるよう、適
	切な公開方法を検討すること。
第5 事後評価の手法	③ 公共事業の需要予測等の精度の向
3 事後評価の視点	上を図るため、需要予測値と実績値が
(1) 事後評価を行う際の視	は以 かい離している場合には、事業の特性
下のとおりとする。	を踏まえ必要な原因分析を行い、分析
①費用対効果分析の算定基	とな 結果を同種類似の事業の需要予測等
った要因(費用、施設の利用状	事 の改善並びに附帯施設の整備、関連事
業期間等) の変化	業の実施、利用促進計画の作成及び経
④社会経済情勢の変化	営計画の見直しに活用すること。
⑥改善措置の必要性	
⑦同種事業の計画・調査のあ	方や
事業評価手法の見直しの必要性	
(2) 事後評価の実施主体は、	業の
目的等を踏まえ、管理主体と調	

1	第四子 · 按凯子牌《知· b. a. b. 4. b	
	運用面、施設面等の視点から改善措置	
	を検討するものとする。	
_		
	国土交通省所管のいわゆる	総務省勧告所見における記載
	「その他施設費」に係る完了後の	(規定との対応は下線部分)
	事後評価実施要領における記載	
第	第4 事後評価の実施及び結果等の	④ 公共事業の需要予測等の信頼性及
4	公表	び透明性を向上させるため、需要予測
	2 対応方針等の公表	等の実施方法や用いた数値等に関す
文	対応方針の決定理由、結論に至った経	る情報について国民に分かりやすい
	緯、事後評価の根拠等とともに所管部	<u>形で公開すること</u> や、必要に応じて需
厚	局等に報告し、これらを公表する	要予測等の検証が可能となるような
		形で公開することが図られるよう、適
		切な公開方法を検討すること。
<u></u> 第	第5 事後評価の手法	③ 公共事業の需要予測等の精度の向
3	3 事後評価の視点	上を図るため、 <u>需要予測値と実績値が</u>
	(1) 事後評価を行う際の視点は以	かい離している場合には、事業の特性
7	下のとおりとする。	を踏まえ必要な原因分析を行い、分析
	①費用対効果分析の算定基礎とな	結果を同種類似の事業の需要予測等
	った要因の変化	の改善並びに附帯施設の整備、関連事
	④社会経済情勢の変化	業の実施、利用促進計画の作成及び経
	⑥改善措置の必要性	営計画の見直しに活用すること。
	⑦同種事業の計画・調査のあり方や	
事	事業評価手法の見直しの必要性	
	(2) 事後評価の実施主体は、事業の	

目的等を踏まえ、管理主体と調整し、 運用面、施設面等の視点から改善措置 を検討するものとする。

注 2

「技術指針」における規定と総務省勧告所見の対照表

公共事業評価の費用便益分析に関す る技術指針(共通編)における記載

第2節 費用便益分析で算定する評 ① 公共事業の需要予測等の実施に当 たっては、

価指標

定やデータ等を見直す必要がある場│層的確に評価すること。 合は、適宜、費用便益分析結果を見直 す。

費用便益分析の実施にあたっては、常 | i)利用見込みがあるかどうかを判断 に最新のデータを用いるように努め↓する必要がある場合には、人口減少・ る。また、費用便益分析の結果は社会 超高齢社会の到来等の社会経済情勢 経済情勢等の変化の影響を受けるこの変化を考慮するとともに、利用に関 とから、これにより算定に係る条件設 する具体的な計画の内容について一

総務省勧告所見における記載

- ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠 や算出過程等を明確にし、かつ利用可 能な最新の数値等を使用すること。
- ⇒ 勧告を受けて、「国土交通省の事業評価の実施について」(平成21年2 月5日付け)により、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」 (平成20年7月1日付け)(以下、実施要領)及び「公共事業評価の費 用便益分析に関する技術指針(共通編)」(平成20年6月30日付け)(以 下、技術指針)について再徹底を行うとともに、勧告に対する当省から

の回答においては、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存すること等について、実施要領及び技術指針を20年度内を目処に改定する予定としていたところであり、21年3月6日に「第1回公共事業評価手法研究委員会」において実施要領及び技術指針の改定について検討を行った。

これらを踏まえて実施要領を改定(「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」(平成21年6月1日国官総第43号、国官技第36号 国土交通事務次官から本省各部局長、気象庁長官、海上保安庁長官、国土地理院長、各地方整備局長、北海道開発局長、各地方航空局長、各航空交通管制部長、沖縄総合事務局長、各独立行政法人理事長、関係機関代表、各都道府県知事、各政令指定都市長あて))し、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとしたところである。

また、技術指針を改定(「公共事業評価の費用便益分析に関する技術 指針(共通編)の改定について」(平成21年6月1日 国官総第42号、 国官技第35号大臣官房技術調査課長及び大臣官房公共事業調査室長から本省各部局、気象庁、海上保安庁の担当課室長、各地方整備局、北海 道開発局、各地方航空局、各航空交通管制部、沖縄総合事務局、各独立 行政法人、関係機関等の担当部(局)長、各都道府県担当部(局)長、 各政令指定都市担当部(局)長あて))し、便益の算定に際して需要予 測を行う場合、需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体を公 表する等、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報 を分かりやすい形で公表するものとしたところである。

#### (環境省)

→ 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、環境省においては、市町村の行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、平成17年度より循環型社会形成推進交付金を創設し、これにより支援を行っている。

本交付金を活用した廃棄物処理施設整備事業は、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら実施されるものであるが、公共事業の実施に当たっては、厳しい財政状況の下、的確な需要予測等に基づいた事業の実施が重要である。このため、環境省においても、勧告の趣旨を踏まえ、『「公共事業の需要予測等に関する調査」の結果に基づく総務省勧告について』(平成20年8月20日 環廃対発第080820001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長から各都道府県廃棄物処理主管部(局)長あて)により、当該事業の実施に当たっては需要予測・施設の規模算定等について精度の向上等に取り組むよう通知したところであり、今後も関係会議等において十分な周知徹底を図っていきたいと考えている。

⇒ 平成21年1月19日に開催した「全国都道府県及び政令指定都市等環境 担当部局長会議」、平成21年6月26日に開催した「全国廃棄物・リサイ クル行政主管課長会議」及び平成22年1月19日に開催された「全国都道 府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」において、廃棄物処理施 設整備事業の実施に当たり需要予測・施設の規模算定等について精度の 向上等に取り組むよう周知した。